任意継続組合員の申出に係る受付について(通知)

日頃から、共済組合業務についてご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記について、年度当初においては受付業務が特に混雑するため、下記のとおり申出の事前受付を行います(ただし、令和5年3月31日付け退職者に限ります)。

つきましては、貴所属所における年度末退職予定者に周知いただきますようお願いします。

任意継続組合員申出書は、別添の様式を複写してご使用いただくか、当支部ホームページ「お知らせ」からダウンロードしてください。

記

1 任意継続組合員について

任意継続組合員制度とは、退職後、引き続き最長2年間在職中と同じように医療給付などの短期給付(休業手当金など一部を除く。)や福祉事業の一部を利用することができる制度です。

令和5年3月31日付け退職予定者のうち、【加入資格】を満たし、任意継続組合員となることを希望する 方は、以下の内容をご確認の上、期間内に申し出てください。

【加入資格】

- ・退職日の前日まで引き続き1年以上(1年と1日以上)組合員期間があること(引き続く組合員期間等は通算します。)※
- ・掛金を期日までに払い込むこと
- ※令和4年10月1日に、法改正等により公立学校共済組合大阪支部に加入となった組合員については、令和4年9月30日までの社会保険加入であった期間についても共済組合員期間としてみなします。当該みなし期間を含んで「1年と1日以上」の要件を満たすとき、任意継続組合員となる申出が可能です。その際、期間確認のために追加書類(被保険者記録照会回答票等)の提出を求める場合があります。
- (1) 再就職及び再任用を希望しているが採用の決定や健康保険制度の適用の有無等が未定の場合は任意 継続組合員の申出が可能です。(「5 その他の事項(5)」をご確認ください。)
- (2) 令和5年3月31日に退職し、令和5年4月1日付けで「再任用(20時間以上勤務)職員」になる場合と令和5年4月9日までに「常勤講師等(臨時的任用・任期付採用)」として同一任命権者(注)に発令される場合は、引き続き共済組合員となりますので、申出できません。
 - ※非常勤講師は、常勤講師等とは取り扱いが異なり、同一任命権者であっても、空白期間があれば組合員期間は継続しない場合があります。
- (3) 再就職及び再任用を希望している場合、就職予定先で退職日の翌日から健康保険制度が適用となる場合は、申出できませんので、予め、就職予定先にご確認ください。
- (4) 退職日時点で年齢が75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の適用となるため、申出できません。
- (5) 年金制度への加入はありませんので、60歳未満の組合員と20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金への加入手続きが必要です。
- (6) 手続き中は、組合員証がお手元に無い期間が生じますが、任意継続組合員の資格取得日は退職日の翌日となりますので、健康保険制度への加入期間に空白は生じません。

(注) 任命権者とは

大阪支部においては、以下のとおり、任命権者を区分しています。

区分	府費負担教職員 (豊能地区はそれぞれ 異なる任命権者)	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く 市費負担教職員及び 公立大学法人等の教職員
	府費	大阪市費	堺市費	市費※

※給与支払者が異なる場合は、異なる任命権者として扱います。

2 事前に申出る場合について

(1) 受付期間

令和5年2月3日(金)から令和5年2月15日(水)の消印まで (郵・逓送可)

*期間中に間に合わなかった場合は、申出書を返送します。退職後に改めて申し出てください。

- (2) 提出書類 (資格担当へ提出してください。)
 - ・「任意継続組合員申出書」
 - ※令和4年10月1日に、法改正等により公立学校共済組合大阪支部に加入となった組合員については、 期間確認のために追加書類(被保険者記録照会回答票等)の提出を求める場合があります。
- (3) 任意継続掛金の納付について

3月中旬に、ご自宅あてに経理担当から「任意継続掛金決定通知書」等を送付しますので、<u>必ず令和</u> 5年3月31日までに払込みをしてください。

(4) 任意継続組合員証の交付

任意継続掛金の入金確認後、令和5年4月1日以降にご自宅あてに「任意継続組合員証」を送付します。 「任意継続組合員証」が届き次第、次の証は速やかに資格担当へ郵送してください。

(組合員証の有効期限は令和5年3月31日までとなりますので、この日以降の使用はできません。)

- ・組合員証 (現職時のもの) ①~④は交付者のみ
- ①組合員被扶養者証 ② 高齢受給者証 ③ 特定疾病療養受療証 ④ 限度額適用認定証
- 3 **退職後に申出る場合について** (事前受付期間 2-(1) に申出をしない場合)
- (1) 受付期間 (期日を過ぎると加入できませんので、ご注意ください)

令和5年3月31日(金)から令和5年4月19日(水)の消印まで(郵・逓送可)

*期限間際に提出される場合は、消印が確認できる方法での発送にご協力をお願いします。

- (2) 提出書類 (資格担当へ提出してください。)
 - ・「任意継続組合員申出書」
 - ・組合員証 (現職時のもの) ①~④は交付者のみ
 - •①組合員被扶養者証 ②高齢受給者証 ③特定疾病療養受療証 ④限度額適用認定証
 - ※令和4年10月1日に、法改正等により公立学校共済組合大阪支部に加入となった組合員については、 期間確認のために追加書類(被保険者記録照会回答票等)の提出を求める場合があります。
- (3) 任意継続掛金の納付について

申出を受付後、ご自宅あてに経理担当から「任意継続掛金決定通知書」等を送付しますので、<u>必ず納</u> 入期限内に払込みをしてください。※「振込金通知書」に払込期日の記載あり

任意継続組掛金を払込期限までに払い込まなかった場合は、任意継続組合員掛金の資格を喪失します。

(4) 任意継続組合員証の交付

任意継続掛金の入金確認後、順次、ご自宅あてに「任意継続組合員証」を送付します。

4 任意継続掛金について

掛金を前納(1年払い・半年払い)する場合、掛金の割引を受けることができます。 退職後申出の場合は、令和5年4月分のみ割引対象外となります。

*再就職が見込まれる場合は、還付できない掛金が発生する可能性があります。「5 その他の事項(5)」をご覧ください。

5 その他の事項について

(1) 被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者については、認定を継続し、「任意継続組合員被扶養者証」を交付します。

ただし、組合員が任意継続組合員になると同時に、被扶養者が就職するなど認定要件がなくなる場合は、任意継続組合員申出書に取消しする旨を明記してください。任意継続加入手続きが完了後に取消手続を行う場合は、別途、取消申告書や添付書類と併せて被扶養者証の返納手続きを行っていただく必要があります。取消の事由については、「教職員のための共済のしおり 2020-2021」の 28~29 頁をご確認ください。

また、任意継続加入後に新たに被扶養者を認定することができます。

申請する場合は、令和5年4月1日以降、組合員の任意継続加入手続きが完了してから速やかに行ってください。任意継続組合員の被扶養者認定申請方法は、任意継続組合員証交付時に同封する「任意継続組合員のしおり」をご覧ください。

(2) 臨時的任用教職員の任意継続組合員への加入について

常勤講師等の場合で、組合員期間が令和4年4月1日から令和5年3月31日の場合は、【加入資格】 を満たさないため、申出できません。組合員期間は、組合員証の資格取得日を確認してください。

(3) 令和4年10月1日に加入した非常勤職員等の任意継続組合員への加入について

令和4年9月30日までの社会保険加入であった期間についても共済組合員期間としてみなします。 ※期間確認のために追加書類(被保険者記録照会回答票等)の提出を求める場合があります。

(4) 年度途中で退職する場合の任意継続組合員の申出について

令和5年3月31日付け以外の方が退職された際に、【加入資格】を満たすときは、申出が可能ですが年度末退職者用とは、様式が異なります。申出書は当支部ホームページの様式集(諸用紙のダウンロード)からダウンロードしてください。

ア 受付期間 (期日を過ぎると加入できませんので、ご注意ください) 退職日を含めて、20 日以内に資格担当へ申出ること(退職日前の申出はできません。)

イ 提出書類

- · 「任意継続組合員申出書」
- ・組合員証 (現職時のもの) (1~4)は交付者のみ
- •①組合員被扶養者証 ②高齢受給者証 ③特定疾病療養受療証 ④限度額適用認定証
- ※令和4年10月1日に、法改正等により公立学校共済組合大阪支部に加入となった組合員については、期間確認のために追加書類(被保険者記録照会回答票等)の提出を求める場合があります。

(5) 再就職と掛金の納付の関係について

(再就職とは、全国健康保険協会や私学共済などの健康保険制度に本人として加入する場合とし、国民健康保険制度(職域の国保を含む)への加入は除きます。)

事例1 事前申出し、1年払いによる掛金を3月31日までに前納した場合

- ① 4月1日に再就職の場合・・・4月分掛金は不要。全額還付される。
- ② 4月2日~4月30日の間に再就職の場合・・・4月分掛金は必要。5月分以降は還付される。
- ③ 5月1日に再就職の場合・・・4月分掛金は必要。5月分以降は還付される。

- 事例2 退職後に申出し、4月分掛金のみ4月20日までに納付した場合
 - ① 4月1日に再就職の場合・・・4月分掛金は不要。全額還付される。
 - ② 4月2日~4月30日の間に再就職の場合・・・4月分掛金は必要。5月分以降は納付不要。

掛金の入金後は、未経過の月の掛金は還付されますが、<u>加入した月に資格喪失した場合は、当該月分</u>の掛金<u>が必要となります。</u>予めご了承ください。

再就職等の結果が判明し、加入の必要性が判断できる「退職後申出期間」に申出することも可能ですので、ご検討ください。

(6) 事前申出を取消しする場合

再就職先の健康保険に加入する、国民健康保険へ加入するなどの変更が生じ、事前申出を取消しする場合は、必ず①「任意継続組合員資格喪失申出書(加入取消申出書)」と②「任意継続掛金還付請求書*」を資格担当へ提出してください。*この請求書については、掛金を納入していない場合は提出不要です。

この①と②は、令和5年3月中旬に、ご自宅あてに経理担当から「任意継続掛金決定通知書」を送付する際に同封します。

掛金の納付後に事前申出を取消しする場合、還付には時間を要しますので予めご了承ください。

(7) 任意継続組合員へ加入後に知っておいていただきたいこと

- ・「任意継続組合員証」交付時に同封する「任意継続組合員のしおり」は、各種の申請様式や手続き方法などを記載していますので、組合員期間中は大切に保管してください。
- ・任意継続組合員の組合員期間中に、臨時講師等として採用され、再び大阪支部の(現職)組合員となったときは、任意継続組合員の資格は喪失します。

臨時講師等の期間満了後に再度、任意継続組合員になるには、改めて加入資格(1年と1日以上の組合 員期間)を満たす必要があります。

また、被扶養者については、任意継続組合員へ切り替える際は認定を継続しますが、組合員が任意継続組合員から(現職)組合員となる際は、改めて被扶養者認定申告の手続きが必要です。

- ◆ 任意継続組合員に関しては、「教職員のための共済のしおり」をはじめ、令和5年1月発行の「共済おおさか」第219号にも掲載していますのでご覧ください。
- ◆ この通知文は、当支部ホームページ「お知らせ」にも掲載しています。

https://www.kouritu.or.jp/osaka/

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 公立学校共済組合大阪支部

TEL 06-6941-0351 〈府庁代表〉

任意継続の加入について(資格担当) 内線:3487 直通:06-6941-3164 任意継続の掛金について(経理担当) 内線:3482 直通:06-6941-2857

FAX 06-6941-3672